

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例

制定 昭和29年岐阜県条例第47号
改正 昭和34年岐阜県条例第38号
改正 昭和36年岐阜県条例第30号
改正 昭和54年岐阜県条例第7号

(原文縦書き)

第1条 この条例は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号。以下「法」という。）第4条第2項及び第6条第2項の規定に基き、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 法第4条第2項の実施機関は、県警察本部長とする。

第3条 前条の実施機関は、次の各号に掲げる権限を有する。

- (1) 法第2条に規定する警察官の職務に協力援助したための災害であるかどうかの認定
- (2) 療養の実施
- (3) 次条の規定により例によるものとされる警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号）第5条の規定による給付基礎額の決定
- (4) 法第5条第2項に規定する休業給付を行うかどうかの決定
- (5) 給付金額の決定

第4条 法第5条の給付の範囲、金額、支給方法その他必要な事項については、警察庁の警察官に協力援助したことに起因する災害について国が行う給付の例による。

第5条 この条例に定めるもののほか、給付の実施に関し必要な事項は、県警察本部長が定める。

附 則（昭和29年12月4日岐阜県条例第47号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和29年7月1日から適用する。

附 則（昭和34年7月10日岐阜県条例第38号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和34年4月1日から適用する。

附 則（昭和36年10月18日岐阜県条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年3月22日岐阜県条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。